

幼保連携型認定こども園

指導監査セルフチェックリスト

(令和6年度)

施設名							
監査日	令和		年		月		日
職・氏名	職名			氏名			
	職名			氏名			
	職名			氏名			

【 目 次 】

施設運営	(設問①～⑩)	...	4
職員体制	(設問①～⑭)	...	7
安全対策	(設問①～⑱)	...	11
保健衛生	(設問①～⑥)	...	13
教育・保育	(設問①～⑧)	...	15
食事の提供	(設問①～⑫)	...	17
職員処遇	(設問①～⑩)	...	20

【 根 拠 法 令 等 (略 称) 】

○法令

略称	正式名称	公布等年月日
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	平成18年6月15日
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	平成26年7月2日
学校保健安全法	学校保健安全法	昭和33年4月10日
学校保健安全法施行規則	学校保健安全法施行規則	昭和33年6月13日
学校教育法	学校教育法	昭和22年3月31日
設備運営基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	平成26年4月30日
児童福祉施設設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年12月29日
労働基準法	労働基準法	昭和22年4月7日
労働基準法施行規則	労働基準法施行規則	昭和22年8月30日
パート労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年6月18日

○国通知等

略称	正式名称	公布等年月日
指導監査通知	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について	平成27年12月7日
設備運営基準運用通知	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	平成26年11月28日
外部搬入通知	幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について	平成28年1月18日
プール事故防止通知	教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	平成30年6月8日
事故報告通知	特定教育・保育施設等における事故の報告等について	平成29年11月10日
避難確保計画作成通知	要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について	平成29年8月23日
衛生管理通知	社会福祉施設における衛生管理について	平成9年3月31日
大量調理施設衛生管理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	平成9年3月24日
教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	平成29年3月31日
安全管理の徹底について	保育所、幼稚園及び認定こども園における安全管理の徹底について	令和3年8月27日
インクルーシブ保育について	保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項について	令和4年12月26日
看護師等の配置特例の要件見直しについて	保育所等における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項について	令和4年11月30日

○県条例等

略称	正式名称	公布等年月日
県条例	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例	平成26年10月3日
認可条例施行通知	宮崎県認定こども園の認可・認定基準に関する条例等の施行について	平成26年11月19日
栄養管理条例	多数給食施設における栄養管理に関する条例	平成12年3月29日
栄養管理条例施行規則	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則	平成12年6月1日

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【施設運営】	①運営に関する規程(園則)を作成し、下記の事項を定めているか。 1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間 2 教育課程その他の教育及び保育の内容 3 保護者に対する子育ての支援の内容 4 利用定員及び職員組織 5 入園・退園・転園・休園及び卒園に関する事項 6 保育料その他の費用徴収に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			認定こども園法施行規則 第16条第1項 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。 1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 2 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 3 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 4 利用定員及び職員組織に関する事項 5 入園・退園・転園・休園及び卒園に関する事項 6 保育料その他の費用徴収に関する事項 7 その他施設の管理についての重要事項
	②建物又は敷地の見やすい場所に、幼保連携型認定こども園である旨を掲示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			設備運営基準 第11条第1項 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。
	③毎学年の教育週数は39週以上としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			設備運営基準 第9条第1項 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 1 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
	④教育に係る1日あたりの時間は4時間としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			設備運営基準 第9条第1項 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 2 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
	⑤保育を必要とする園児の教育及び保育の時間は、1日あたり原則8時間としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			設備運営基準 第9条第1項 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 3 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等													
		適	否	非該当	文書	口頭	助言														
【施設運営】	⑥1日の開園時間は、原則11時間としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	設備運営基準運用通知 4(1) 1日の開園時間は、保育所と同様、11時間とすることを原則とすること。													
	⑦満3歳以上の園児の学級編制は、1学級原則35人以下としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	設備運営基準 第4条第1項 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。 第4条第2項 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。													
	⑧苦情に適切に対応するために、窓口の設置等を行っているか。 (例:苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の設置等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	設備運営基準 ※第13条準用 児童福祉施設設備運営基準 第14条の3第1項 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。													
⑨園舎、保育室、園庭の面積は基準を満たしているか。 ※「認定こども園運用状況定期報告書」でも確認可。 ※以下の児童数は、直近の児童数について満年齢ごとに記入すること。(「〇歳児」ではなく「満〇歳」) 【園舎】 次のア及びイの面積を合算した面積以上か。 ア 満3歳以上の学級数に応じた下表の面積 ※いずれか該当する方。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1学級</td> <td>1学級</td> <td>180㎡</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>学級 320 + 100 × (学級数 - 2)</td> <td>= ㎡</td> </tr> </table> <p>ただし、施行日前日において保育所であり、その後同一の場所に幼保連携型認定こども園を設置している場合は、下表の面積。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>満3歳以上の子</td> <td>人 × 1.98㎡</td> <td>= ㎡</td> </tr> </table> ※直近の児童数について、満年齢で記入すること。	1学級	1学級	180㎡	2学級以上	学級 320 + 100 × (学級数 - 2)	= ㎡	満3歳以上の子	人 × 1.98㎡	= ㎡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	設備運営基準 第6条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。 2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは、保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において読み替えて準用する同令第32条第8号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。 4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(㎡)</th> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320 + 100 × (学級数 - 2)</td> </tr> </table> 二 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積	学級数	面積(㎡)	1学級	180	2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)
1学級	1学級	180㎡																			
2学級以上	学級 320 + 100 × (学級数 - 2)	= ㎡																			
満3歳以上の子	人 × 1.98㎡	= ㎡																			
学級数	面積(㎡)																				
1学級	180																				
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)																				

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【施設運営】	イ 満3歳未満の児童数に応じた下表の面積の合計							設備運営基準 (園舎に備えるべき設備) 第7条 園舎には、次に掲げる設備(第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 一 職員室 二 乳児室又はほふく室 三 保育室 四 遊戯室 五 保健室 六 調理室 七 便所 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 九 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。 十 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 一 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積 四 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 一 放送聴取設備 二 映写設備 三 水遊び場 四 園児清浄用設備 五 図書室 六 会議室
	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡		
	満2歳以上で満3歳未満の子	人	×	1.98㎡	=	㎡		
	実面積 ア + イ =					㎡		
	【保育室】							
	※直近の児童数について、満年齢で記入すること。							
	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	
		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	
	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	
	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	
		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	
	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	
	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	
		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡		
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡		
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡		

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等																										
		適	否	非該当	文書	口頭	助言																											
	<p>【園庭】</p> <p>次のア及びイの面積を合算した面積以上か。</p> <p>※直近の児童数について、満年齢で記入すること。</p> <p>ア 次の(ア)(イ)のいずれか大きい面積。</p> <p>(ア) 満3歳以上の学級数に応じた下表の面積</p> <table border="1"> <tr> <td>2学級以下</td> <td>学級</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>学級</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>(イ) 満3歳以上の園児数に応じた下表の面積</p> <table border="1"> <tr> <td>満3歳以上の子</td> <td>人</td> <td>$\times 3.3\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>イ 満2歳以上で満3歳未満の子に応じた下表の面積。</p> <table border="1"> <tr> <td>満2歳以上で満3歳未満の子</td> <td>人</td> <td>$\times 3.3\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>※特例として、施行日前日において幼稚園で、同一の場所に幼保連携型認定こども園を設置した場合はア(ア)を適用する。</p> <p>※特例として、施行日前日において保育所で、同一の場所に幼保連携型認定こども園を設置した場合はア(イ)を適用する。</p> <p>実面積 ア + イ = <input type="text" value=""/> m²</p>	2学級以下	学級	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	=	m ²	3学級以上	学級	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	=	m ²	満3歳以上の子	人	$\times 3.3\text{m}^2$	=	m ²	満2歳以上で満3歳未満の子	人	$\times 3.3\text{m}^2$	=	m ²							<p>設備運営基準</p> <p>第6条第7項 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 ニ 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(m ²)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
2学級以下	学級	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	=	m ²																														
3学級以上	学級	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	=	m ²																														
満3歳以上の子	人	$\times 3.3\text{m}^2$	=	m ²																														
満2歳以上で満3歳未満の子	人	$\times 3.3\text{m}^2$	=	m ²																														
学級数	面積(m ²)																																	
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$																																	
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$																																	
	<p>⑩教育及び保育の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、公表しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>認定こども園法施行規則</p> <p>第23条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の評価を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園の設置者は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p>																										
【職員体制】	<p>①保育教諭は幼稚園教諭免許及び保育士の資格を有しているか。</p> <p>※認定こども園附則第5条の規定により保育教諭となっている者については、片方の資格保有者でも保育教諭となることができる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>認定こども園法</p> <p>第15条第1項 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者でなければならない。</p> <p>附則第5条第1項 施行日から起算して10年間は、認定こども園法第15条第1項にかかわらず、幼稚園の普通免許状を有する者又は児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師となることができる。</p>																										

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等																																																		
		適	否	非該当	文書	口頭	助言																																																			
【職員体制】	②保育教諭数は年齢別配置基準を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			設備運営基準 第5条第3項 幼保連携型認定こども園に置く教育及び保育に従事する職員の数は、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、常時2人を下ってはならない。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね25人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上の園児</td> <td>おおむね15人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </table> ※設備運営基準の経過措置 第5条第3項 幼保連携型認定こども園に置く教育及び保育に従事する職員の数は、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、常時2人を下ってはならない。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </table>	満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人	満3歳以上の園児	おおむね15人につき1人	満1歳以上の園児	おおむね6人につき1人	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	満3歳以上の園児	おおむね20人につき1人	満1歳以上の園児	おおむね6人につき1人	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																																		
	満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人																																																								
	満3歳以上の園児	おおむね15人につき1人																																																								
	満1歳以上の園児	おおむね6人につき1人																																																								
	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																																																								
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人																																																									
満3歳以上の園児	おおむね20人につき1人																																																									
満1歳以上の園児	おおむね6人につき1人																																																									
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																																																									
【児童数及び必要職員数】(※必要職員数は経過措置における基準) ※直近の児童数について、満年齢で記入すること。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>満0歳</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>3</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>満1歳</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>6</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>満2歳</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>満3歳</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>20</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>30</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td>人</td> <td>※四捨五入</td> </tr> </table> 【現在の職員数】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>常勤</td> <td>人</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td>人</td> <td></td> </tr> </table> $\Rightarrow \frac{\text{勤務時間(月)の合計 時間}}{\text{常勤職員の1ヶ月の勤務時間 時間}} \Rightarrow \text{常勤換算 人 (B)}$ <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(A)+(B)</td> <td></td> </tr> </table>	満0歳	人	÷	3	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満1歳	人	÷	6	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満2歳	人						満3歳	人	÷	20	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満4歳以上	人	÷	30	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	計	人		計		人	※四捨五入	常勤	人	(A)	非常勤	人		計	人	(A)+(B)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
満0歳	人	÷	3	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																																				
満1歳	人	÷	6	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																																				
満2歳	人																																																									
満3歳	人	÷	20	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																																				
満4歳以上	人	÷	30	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																																				
計	人		計		人	※四捨五入																																																				
常勤	人	(A)																																																								
非常勤	人																																																									
計	人																																																									
(A)+(B)																																																										
③園長が専任でない場合、配置基準に1人を加えているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		設備運営基準 第5条第3項 表内備考4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。																																																			
④各学級ごとに担当する専任の保育教諭を1人以上配置しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		設備運営基準 第5条第1項 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の保育教諭等を1人以上置かなければならない。																																																			
⑤教育及び保育に直接従事する職員は、常時2人以上配置されているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		設備運営基準 第5条第3項 (前略)ただし、常時2人を下ってはならない。																																																			

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【職員体制】	⑥朝夕等保育する子どもが少数となる時間帯にみなし保育士(県知事が保育教諭と同等の知識・経験を有すると認める者)を配置している場合、1人に限っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>認定こども園における職員配置特例</p> <p>①朝夕等園児が少数となる時間帯における職員配置特例 子どもの教育及び保育に直接従事する職員は2人を下回ってはならないとされているところ、朝・夕の時間帯に園児が順次登所し、又は退所する過程等で、当該認定こども園において保育する子どもが少数である時間帯に、職員1人に限り、保育教諭等に代え、県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる。</p> <p>②小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育教諭等に代えて置くことができる。</p> <p>③教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例 1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な職員に加えて職員を確保しなければならない場合にあっては、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内で、保育教諭等を県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。 ※1日に8時間を超えて開所している場合、年齢別配置基準上必要となる職員を各時間帯において配置するためには、「利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数」に追加して職員を確保する必要がある ※「利用定員に応じて置かなければならない職員の数」とは、認定こども園の認可の基準として、利用定員数に対して年齢別配置基準により算定される職員の数</p> <p>④②及び③の特例を適用する場合の職員配置 ②及び③の特例が適用された職員及び看護師等を配置できるのは、各時間帯において必要となる職員の3分の1までである。</p> <p>※宮崎県認定こども園基準条例 附則5及び6参照</p>
	⑦1日8時間を超えて開所していること等により、みなし保育士(県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者)を配置基準上の職員として算定している場合、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内としているか。 県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として取り扱っている職員は認可規則第10条に規定する要件を満たしているか、 (1)法第2条第3項の保育所又は同条第6項の認定こども園において、保育業務に従事した経験が一定期間以上ある者であって、当該業務に従事する上で必要な知識、技術等を修得したと認められる者 (2)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者 (3)都道府県若しくは市町村(特別区を含む。)又は都道府県知事若しくは市町村長(特別区 の区長を含む。)の指定した研修事業者が実施する子育て支援員研修のうち地域保育コースの地域型保育を修了した者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	
	⑧小学校教諭等免許状所持者又は県知事が保育教諭と同等の知識・経験を有すると認める者及び保健師又は看護師の配置は、必要な職員数の3分の1を超えていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	
⑨保育教諭等の数の算定について、当分の間、当該園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を当分の間1人に限って保育教諭と見なすことができる。 ただし、在籍乳幼児が3名以下の幼保連携型認定こども園については以下の要件を満たしているか。 ・保育教諭等と合同で保育を行うこと ・各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識や経験を有すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>設備運営基準</p> <p>附則第8条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第五条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けられる体制を確保しなければならない。</p> <p>看護師等の配置特例の要件見直しについて(R4.11.30国通知)</p> <p>①保育士と合同で保育を行うことについて 在籍乳幼児数が3名以下の保育所で看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならないこと。 ②保育に係る一定の知識や経験を有することについて 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等(以下「保育所等」という。)での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳幼児数が3名以下の保育所で保育を行う場合、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)で定める子育て支援員研修のうち、地域型保育コースその他の都道府県知事が認める研修を修了(以下「子育て支援員研修等」という。)を必須とすること。</p>	

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等						
		適	否	非該当	文書	口頭	助言							
【職員体制】	<p>⑩保育を必要とする園児(2・3号)の利用定員に応じた調理員を配置しているか。</p> <p>※下表は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日)別紙3に規定されている基準。</p> <table border="1"> <tr> <td>利用定員40人以下の施設</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>利用定員41人～150人以下の施設</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>利用定員151人以上の施設</td> <td>3人(うち1人は非常勤)</td> </tr> </table>	利用定員40人以下の施設	1人	利用定員41人～150人以下の施設	2人	利用定員151人以上の施設	3人(うち1人は非常勤)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>設備運営基準</p> <p>第5条第4項 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。 ただし、第13条第1項で準用する基準第32条の2の規定により、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。</p>
	利用定員40人以下の施設	1人												
	利用定員41人～150人以下の施設	2人												
	利用定員151人以上の施設	3人(うち1人は非常勤)												
⑪職員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>県条例</p> <p>第20条第2項 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>							
⑫園児に対し、差別、体罰、言葉の暴力等不適切な処遇はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>設備運営基準 ※第13条準用</p> <p>児童福祉施設設備運営基準</p> <p>第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>							
⑬職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らさないよう、また職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>設備運営基準 ※第13条準用</p> <p>児童福祉施設設備運営基準</p> <p>第14条の2第1項 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>							
⑭幼保連携型認定こども園と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>設備運営基準</p> <p>児童福祉施設設備運営基準第8条及び第63条を準用 第63条 10 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育似合わせて従事させることができる。</p> <p>インクルーシブ保育について(R4.8.26 国通知)</p> <p>保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要がある。</p> <p>・保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要な職員が配置されていること(例:保育所の満3歳児40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、保育士の人員の基準については、それぞれ、保育所として満3歳児40人の基準である保育士2人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士4人以上を満たしている必要がある。)</p> <p>・交流を行う設備(保育室等)については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること(例:交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、保育所として30㎡必要、児童発達支援事業所として20㎡必要な場合、保育室の面積は50㎡以上必要となる。)</p>							

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【安全対策】	①学校安全計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			学校保健安全法 第27条第1項 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。
	②危険等発生時対処要領を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			学校保健安全法 第29条第1項 学校においては、児童生徒の安全の確保を図るため、当該学校の実績に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。
	③要領に基づいた訓練を実施し、事故・加害行為・災害等に対処するために必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			学校保健安全法 第29条第2項 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
	④避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			県条例 第19条第2項 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
	⑤消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、定期的に安全点検を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			県条例 第19条第1項 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
	⑥園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について安全点検を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			認定こども園法 第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。 教育・保育要領 第3章 第4 1 (1) 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			学校保健安全法施行規則 第28条第1項 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。 同条第2項 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【安全対策】	⑦園児に対し、通園を含む日常生活における安全に関する指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			学校保健安全法 第27条第1項 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。
	⑧プール活動・水遊びを行う場合は、水の外で監視に専念する者とプール指導を行う者を分けて配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		プール事故防止通知 プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
	⑨睡眠中、食事中など事故が発生しやすい場面における安全対策を講じているか。 ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。 ・児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。また、食物アレルギーのある子どもについては、生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		認定こども園法 第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。 教育・保育要領 第3章 第3 2 (2) 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講ずること。
	⑩重大事故が発生した場合は、速やかに市町村を経由して県に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		事故報告通知 死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明の事故を含む)が発生した場合には速やかに自治体、子どもの家族等に連絡を行うこと
	⑪水防法、土砂災害防止法に基づき、市町村が定める「地域防災計画」に記載された施設について、「避難確保計画」(水害や土砂災害に対応した避難に係る計画)を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		避難確保計画作成通知 今般、水防法等の一部を改正する法律が施行され、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務づけられました。避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない施設に対しては、早急に義務が履行されるよう、丁寧な指導をお願いします。
	⑫送迎バスを運行する場合、以下に留意し運行の安全確保を徹底しているか。 ・運転を担当する職員他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと。 ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		安全管理の徹底について(R3.8.27国通知) (1)子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること。 (2)登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 (3)送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、 ・運転を担当する職員他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと。 ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること
	⑬子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		
	⑭登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等	
		適	否	非該当	文書	口頭	助言		
【安全対策】	⑮業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	施設設備運営基準 児童福祉施設運営基準第9条の3を準用 第九条の三 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 児童福祉施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	
	⑯感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○		
	⑰園児等の通園や園外活動のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○		施設運営基準 学校保健安全法施行規則第二十九条の二を準用 学校においては、児童生徒等の通学、校外における学習のための移動その他の児童生徒等の移動のために自動車を運行するときは、児童生徒等の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童生徒等の所在を確実に把握することができる方法により、児童生徒等の所在を確認しなければならない。
	⑱通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する措置を装備し、当該装置を用いて、降車時の所在確認をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○		2 幼稚園及び特別支援学校においては、通学を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童生徒等の自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。
【保健衛生】	①学校保健計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	学校保健安全法 第5条第1項 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。	
	②環境衛生検査を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	学校保健安全法施行規則 第1条第1項 学校保健安全法第5条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。	
	③園児の健康診断を毎年度2回実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	学校保健安全法 第13条第1項 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。	

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等						
		適	否	非該当	文書	口頭	助言							
【保健衛生】	④職員の健康診断を毎年度1回実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<p>学校保健安全法施行規則</p> <p>第5条第1項 法第13条第1項の健康診断は、毎学年、6月30日までに行うものとする。</p> <p>認定子ども園法施行規則 ※第27条準用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条第1項</td> <td>毎学年、6月30日 までに行うもの</td> <td>入園時及び毎年度2回行う (そのうち1回は6月30日まで に行うものとする。)ことを原則</td> </tr> </tbody> </table> <p>学校保健安全法</p> <p>第15条第1項 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。</p>		読み替えられる字句	読み替える字句	第5条第1項	毎学年、6月30日 までに行うもの	入園時及び毎年度2回行う (そのうち1回は6月30日まで に行うものとする。)ことを原則
		読み替えられる字句	読み替える字句											
	第5条第1項	毎学年、6月30日 までに行うもの	入園時及び毎年度2回行う (そのうち1回は6月30日まで に行うものとする。)ことを原則											
⑤園児の心身の状態に応じた教育・保育を行うため、園児の健康状態や 発育及び発達の状態について把握しているか(定期的な身長・体重の測定など)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<p>認定子ども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定子ども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>教育・保育要領</p> <p>第3章 第11(1) 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p>							
⑥救急用の薬品や応急処置用品を適切な管理のもとに常備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<p>認定子ども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定子ども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p>							

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【教育・保育】	①教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>教育・保育要領</p> <p>第3章 第13(4) 園児の疾病等の事態に備え、保健室の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全ての職員が対応できるようにしておくこと。</p> <p>認定こども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>教育・保育要領</p> <p>第1章 第21(1) 各幼保連携型認定こども園においては、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成するものとする。</p>
	②教育及び保育の指導計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>認定こども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>教育・保育要領</p> <p>第1章 第22(1) 幼保連携型認定こども園においては、乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。</p>
	③満3歳未満の園児については、生育歴・心身の発達・活動の実態等に即した個別的な計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>認定こども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>教育・保育要領</p> <p>第1章 第34(2)ア 満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p>

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【教育・保育】	④障がいのある園児については、個々の子どもの状態に応じた支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	学校教育法 ※認定こども園法第26条準用 第81条第1項 次項各号のいずれか(略)に該当する園児、その他、教育上、特別の支援を必要とする園児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。
	⑤食育計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	認可条例施行通知 第1-5-9 障がいのある子どもの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、指導についての計画(個別の指導計画)又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画(個別の支援計画)を作成することや特別支援コーディネーターを指名すること等により、個々の子どもの障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的かつ組織的に行うこと。
	⑥園児の指導要録を作成し、進学・転園の際は写しを送付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	認定こども園法 第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。 教育・保育要領 第3章 第2-3 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき、食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画に位置づけるとともに、その評価及び改善に努めること。
								認定こども園法施行規則 第30条第1項 園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録(認定こども園法第8条に規定する書類の原本をいう)を作成しなければならない。 同条第2項 園長は、園児が進学した場合においては、指導要録の抄本または写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。 同条第3項 園長は、園児が転園した場合においては、指導要録の抄本または写しを転園先の長に送付しなければならない。

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【教育・保育】	⑦園児と小学校児童との交流の機会を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>認定こども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>教育・保育要領</p> <p>第1章 第2 2 (3) サ 小学校教育との円滑な接続のため、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。</p>
	⑧不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>認定こども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>教育・保育要領</p> <p>第3章 第1 1 (3) 園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p>
【食事の提供】	①保育を必要とする園児に食事を提供する時は、園内で調理する方法により行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>県条例</p> <p>第24条第1項 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、園内で調理する方法(中略)により行わなければならない。</p>
	②献立は、できる限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>県条例</p> <p>第24条第2項 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p>
	③食品の種類及び調理方法は、園児の身体的状況や嗜好を考慮したものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>県条例</p> <p>第24条第3項 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p>

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【食事の提供】	④調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		県条例 第24条第4項 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
	⑤前年度に実施した給食について栄養給与状況報告書を作成し、所轄保健所に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		栄養管理条例 第3条第1項 多数給食施設の管理者は、規則で定めるところにより、当該施設における栄養の給与状況を知事に報告しなければならない。
	⑥給食関係の帳簿は整備されているか(給食日誌等の栄養管理関係帳簿)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		栄養管理条例 第3条第2項 多数給食施設の管理者は、規則で定める書類及び帳簿を備えなければならない。 栄養管理条例施行規則 第4条第1項 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類及び帳簿は、次に掲げるものとする。 (1) 献立表 (2) 栄養管理関係帳簿
	⑦満3歳以上の園児に対する食事の提供を外部搬入により行っている場合、児童福祉施設設備運営基準第32条の2に掲げる要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			児童福祉施設設備運営基準 ※設備運営基準第13条準用 第32条の2 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。 一 食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 栄養士により、献立等について指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。 四 幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等	
		適	否	非該当	文書	口頭	助言		
【食事の提供】								設備運営基準運用通知 記4(2) なお、満3歳以上の園児については、現行の保育所と同様、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2に掲げる要件を満たす場合に限り、外部搬入の方法により提供できること。	
	⑧ 食事の外部搬入・調理業務の委託を行っている場合、園の管理者が衛生面・栄養面等必要な注意を果たしうる体制となっているか。また、調理業務の受託者との契約内容が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○	外部搬入通知 II 食事の外部搬入等に係る基本的な考え方 調理業務を第三者に委託する場合であっても、食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保した上で行う必要がある
	⑨ 食事の外部搬入・調理業務の委託を行っている場合、園と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約を結んでいるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○	外部搬入通知 III 幼保連携型認定こども園における調理業務の委託に係る留意事項 5 業務の委託契約について 施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。
	⑩ 体調不良、食物アレルギー、障がいのある園児に対しては、学校医、かかりつけ医等の指示や協力のもと、園児の心身の状態に応じた食事の提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○	指導監査通知 記3(3)健康・安全・給食に関する事項 ③給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況(調理の委託契約内容の委託先における遵守状況の確認)
⑪ 園児に食事を提供する前に検食を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○	認定こども園法 第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。 教育・保育要領 第3章 第2 6 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。 参考: 学校給食衛生管理基準 第3-1-(6)-①抜粋 1 検食は、摂食開始時間の30分前までに行うこと。 3 検食を行った時間、検食者の意見等検食の結果を記録すること。	

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【食事の提供】	⑫調理に従事する職員の検便を毎月実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>衛生管理通知</p> <p>このマニュアルは、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用するものであるが、適用されない社会福祉施設についても、可能な限り大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく衛生管理に努められるようお願いしたい。</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアル</p> <p>II 5(4)③</p> <p>調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めるとし、10月から3月までの間は月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。</p> <p>〈参考〉学校給食衛生管理基準</p> <p>第4-1-(3)-二</p> <p>検便は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型O157その他必要な細菌等について、毎月2回以上実施すること。</p> <p>〈参考〉保育所給食の手引き</p> <p>腸管出血性大腸菌O157を含めた検便を月1回以上必ず行うこと。</p>
【職員処遇】	①労働条件通知書(雇用契約書)を交付しているか。 明示事項:労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準 就業場所・業務、始業・終業時刻、時間外労働の有無、 休憩時間、休日、休暇、賃金、退職	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>指導監査通知</p> <p>記3(1)教育・保育環境の整備に関する事項 ⑤職員の確保・定着促進の取組(労働条件の改善、研修の計画的実施等)</p> <p>労働基準法</p> <p>第15条第1項</p> <p>使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。</p> <p>労働基準法施行規則</p> <p>第5条第1項</p> <p>使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。(以下略)</p>
	②①で明示された労働条件と勤務実態に相違はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>労働基準法</p> <p>第15条第1項 ※前掲</p>
	③労働条件に変更があった場合や、有期労働契約者の更新の際は改めて交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>労働基準法</p> <p>第15条第1項 ※前掲</p>

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【職員処遇】								パート労働法 第6条第1項 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、労働基準法第15条第1項に規定する省令で定める事項以外のものであつて省令で定めるものを文書の交付等により明示しなければならない。
	④所定労働時間は1日8時間、週40時間(44時間)を超えていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○ 労働基準法 第32条第1項 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について40時間を超えて、労働させてはならない。 同条第2項 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて労働させてはならない。
	⑤変形労働時間制を採用している場合、1週間あたりの労働時間は法定の範囲内となっているか。 ・1か月単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒就業規則の変更、労使協定の締結により採用する場合は労働基準監督署への届出が必要 ・1年単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒労使協定の締結及び就業規則の変更、労働基準監督署への届出が必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○ 労働基準法 第32条第2項 1か月単位の変形労働時間制とは、1か月以内の一定の期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間(特例措置対象事業場は44時間)以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度 第32条第4項 1年単位の変形労働時間制とは、労使協定を締結することにより、1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下(特例措置対象事業場も同じ)の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度
	⑥時間外及び休日労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○ 労働基準法 第36条第1項 使用者は、労働組合または労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、労働基準監督署に届け出た場合においては、協定の定めるところによって労働時間を延長し、または休日に労働させることができる。
	⑦給与から法定外控除を行っている場合、賃金控除に関する協定(24協定)を締結しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○ 労働基準法 第24条第1項 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。また、法令に別段の定めがある場合または当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
	⑧年次有給休暇が適切に付与されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○ 労働基準法 第39条第1項 使用者は、雇入れから起算して6か月継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対し、10日の有給休暇を与えなければならない。 (注) 週所定労働日が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者(パート労働者)についても、年次有給休暇の比例付与が必要。ただし、年間の勤務日が48日に満たない場合は不要。

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【職員処遇】	⑨就業規則は関係法令の改正に合わせて変更しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○ 労働基準法施行規則 第49条第1項 使用者は、常時10人以上の労働者を使用するに至った場合において は、就業規則の届出を所轄労働基準監督署長にしなければならない。
	⑩規程と実態は一致しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				○ 指導監査通知 記3(1)教育・保育環境の整備に関する事項 ⑤職員の確保・定着促進の取組(労働条件の改善、研修の計画的実施 等)